

岩手の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第8号

岩手の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岩手の景観の保全と創造に関する条例施行規則（平成5年岩手県規則第74号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第8条 条例第11条第3号（条例第16条第7項において準用する場合を含む。）の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号に規定する公園事業の執行として行う行為、同法<u>第13条第3項</u>若しくは<u>第14条第3項</u>の規定により許可を受けて行う行為又は同法<u>第26条第1項</u>の規定により届け出て行う行為</p> <p>(6)～(15) [略]</p> <p>第9条 条例第11条第8号（条例第16条第7項において準用する場合を含む。）の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 自然公園法<u>第13条第9項</u>又は<u>第14条第8項</u>に規定する行為</p> <p>(5)～(14) [略]</p>	<p>第8条 条例第11条第3号（条例第16条第7項において準用する場合を含む。）の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号に規定する公園事業の執行として行う行為、同法<u>第20条第3項</u>若しくは<u>第21条第3項</u>の規定により許可を受けて行う行為又は同法<u>第33条第1項</u>の規定により届け出て行う行為</p> <p>(6)～(15) [略]</p> <p>第9条 条例第11条第8号（条例第16条第7項において準用する場合を含む。）の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 自然公園法<u>第20条第9項</u>又は<u>第21条第8項</u>に規定する行為</p> <p>(5)～(14) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。